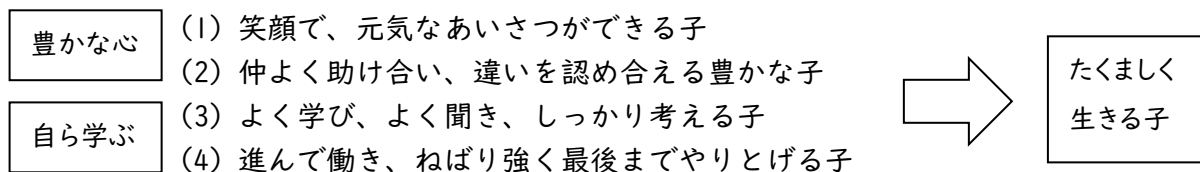


## 2. 学校教育目標

豊かな心を持ち、自ら学び、たくましく生きる子どもを育成する。

## 3. 目指す子ども像



## 4. 学校経営の方針

- (1) **心を育てる(豊かな心)**…個性の伸長や心の教育の重要性を認識し、人権尊重の精神に基づき、人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育む。特に、いじめは絶対に許さないとの意識を持ち、道徳・人権教育を含めた系統的・教科横断的な指導を展開する。
- (2) **学力を伸ばす(自ら学ぶ)**…教師自らが教育専門家としての自覚を持ち、互いによく研修研鑽に励み、真の「同僚性」を構築する。また、特色ある教育課程を編成し、確かな学力の育成を図る。
- (3) **命を守る(たくましく生きる)**…感染症等の感染状況を踏まえた対策や、事故・事件・災害・不審者等から子どもの安全を確保し、教育活動の充実に努める。子どもの主体性・責任感・規範意識を育て、安全な学校づくりにつなげる。また、豊かな環境づくりのため、学校施設の整備と校内美化に努める。
- (4) **学校力を高める**…教職員は、相互に信頼関係を結び、協力して学校教育目標の具現化に努めるとともに、「特色ある学校づくり」を図る。また「学校運営協議会」を活用し、義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」の実現に向け、学校・家庭・地域との連携を図り、開かれた学校づくりに努める。

## 5. 本年度の努力目標

### (1) 学習指導

- ① 学習規律を定着させ、時間を守り、主体的に学習に取り組む姿勢を身に付けさせる。
- ② すべての教科において、「読む力・書く力・聞く力・伝え合う力」の育成に努める。
- ③ 「朝読書・図書の日」で、読書習慣を定着させる。また、長休時・昼休み・放課後の学校図書館司書・地域ボランティアによる図書室開放活動・読み聞かせなどで、児童が本に親しむ環境を作る。
- ④ ICT 機器を有効に活用し、展開を工夫した授業で基礎学力の向上を図る。
- ⑤ 朝学習・放課後学習・家庭学習週間を実施し、自学自習力・基礎学力定着と学習意欲の喚起を図る。
- ⑥ 教材・教具・資料室の環境を整備・充実させ、その活用を図る。

### (2) 生活指導と特別活動

- ① 人権尊重の理念に基づき、子どもとの好ましい人間関係を基盤として心に触れる指導を行う。
- ② 全教職員が共通した理念を持ち、一体となって「藤田小学校のきまり」の指導徹底にあたる。
- ③ いじめは絶対に許さないという認識に立ち、「いじめ対応マニュアル」に沿って、全教職員が協力して指導にあたる。定期的にアンケート調査を実施し、未然防止・早期発見に努める。
- ④ いじめ・不登校・虐待・問題行動に対しては、未然防止・早期発見・早期解決を図るため、こども支援 CO、支援教育 CO、スクール・ソーシャル・ワーカー (S.S.W) を中心としてケース会議をもち、全教職員協力のもと取り組む体制を確立する。
- ⑤ 家庭・学校・地域及び関係諸機関 (市教育委員会・守口警察署・中央子ども家庭センター・市子育て世代包括支援センター・スクールサポーター等) との連絡を密にし、効果的な指導を図る。
- ⑥ 清掃・給食活動・係活動・学級活動・委員会活動等を通して、責任感や人を思いやる心を育成する。

### (3) 人権教育

- ① 教職員自らが人権尊重の精神に徹し、差別をしない、差別を許さない人間の育成に努める。
- ② セクハラ・体罰等への教職員の意識改革を図り、相談窓口等校内体制を確立し防止に努める。
- ③ 在日外国人問題及び障がい者問題に対する偏見や差別をなくし、『共生』の実践に努める。
- ④ 男女両性の人権の尊重や、性的マイノリティーへの理解を深め、共に育ち合える教育を推進する。
- ⑤ 全教育活動を通じて自尊感情を高め、互いに認め尊重する児童を育成する。

### (4) 支援教育

- ① 「障害者差別解消法」を踏まえ合理的配慮を行うなど、きめ細かな教育を推進していく。
- ② 支援担任と通常学級担任との連絡を密にし、「たんぽぽ学級担任者会」を通して支援の在り方や共通理解を深めて指導方法や指導体制を進めていく。また、支援学級と通常学級との交流を活性化させ、全ての子どもが支援学級在籍児童に対する正しい理解と適切な認識を深めるようにする。
- ③ 支援教育推進委員会では、通常学級における配慮の要する子どもを把握し、状況に応じて通級指導教室の活用や適切な指導について共通理解を図り、支援教育 C0 を中心として全校体制で実践する。
- ④ 特別支援教育支援員を活用し、通常学級在籍で個別の配慮が必要な児童への支援を行う。
- ⑤ 支援教育についての理解を深めるための校内研修を実施する。

### (5) 健康・安全教育

- ① 体力の向上を図るため、体育の授業を充実させ、運動の好きな子どもの育成に努める。
- ② 性に関して、人権尊重、男女平等教育を基盤とする総合的な人間教育として指導に努める。
- ③ 安全教育を計画的に行い、校内の事故防止・防災対策の徹底等、危機管理体制を充実させる。
- ④ 学校施設・設備・用具などの安全点検を定期的に行い、安全・安心な学校施設整備を推進する。
- ⑤ 学校給食の指導の充実と管理の適正を図り、望ましい食習慣や食育を進める。

### (6) 道徳教育

- ① 適切な教材に多く触れさせ、児童の内面に『豊かな道徳性』を根付かせる教育の実践を行なう。
- ② 適切な授業及び指導方法における研修・研究を行う。更に新しい道徳教育観に基づいた道徳教育全体計画及び道徳教育間指導計画を基本とした展開を計画的に行う。
- ③ 「道徳の教科書」の効果的な活用・研究を行い、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるとともに、子どもの成長につながる道徳科の評価を行う。

### (7) 家庭・地域との連携

- ① 授業参観やホームページ、COCOO等を通じて保護者や地域に定期的かつ積極的に情報を提供する。
- ② 学校教育評価の結果を生かし、保護者や地域に信頼される学校づくりや教育運営改善をすすめる。
- ③ 「学校運営協議会」を活用し、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校運営に反映させる。梶中学校校区として、義務教育9年間の学びを深めた連携を進めていく。
- ④ 学校支援地域本部事業による地域ボランティア活動の推進を図る。

### (8) 小中一貫教育

- ① 目指す子ども像「自律している大人」を小中連携の基本とし、キャリア教育を推進する。
- ② 小中一貫教育推進会議を毎月定期的に行い、合同研修会・授業研究会等を進めていく。

### (9) 学校における働き方改革の推進

教職員が授業等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるよう、勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方改革の推進に取り組む。